

処分決定に対する不服申立に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人全日本野球協会（以下「本協会」という）が行ったあらゆる処分決定に対する不服申立について、その手続を定めることを目的とする。

(手続における通信手段)

第2条 この規則の定めに従い書面の提出を必要とする場合には、書面（原本）に代えて、ファックス、電子メール等の通信手段によることができる。この場合、本協会事務局は、当該当事者に対して、必要に応じてファックスや電子メールと同一内容の書面（原本）の提出を求めることができる。

(規則の解釈)

第3条 この規則の解釈につき疑義が生じたときは、本協会の解釈に従うものとする。

(代理および補佐)

第4条 当事者は、この規則による手続において、自己の選択する者に代理または補佐をさせることができる。

2 本協会は、正当な理由があるときは、不適切な代理人または補佐人による代理または補佐を認めないことができる。

3 前項の代理人または補佐人の適正に関する判断に対し、独立した不服申立はできない。

(審査に関する事務)

第5条 この規則による審査に関する事務は、本協会事務局が行う。

(免責)

第6条 本協会の役員、審査員および事務局員は、故意または重過失による場合を除き、注意・処分等の手続に関する作為または不作為について、何人に対しても責任を負わない。

第2章 不服申立に関する審査・決定

(不服申立ができる者)

第7条 不服申立をすることができる者(以下「申立人」という。)は、処分決定を受けた者（未成年者の場合には法定代理人）とする。

(決定に関する不服申立)

第8条 処分決定により不利益を受け、当該処分決定に対して不服申立をする場合には、申立人は、理由を付して、本協会に不服申立書を提出しなければならない。

2 不服申立は、申立人が本協会の処分決定の通告を受けた日から、6か月以内に行わなければならない。

(処分決定に対する不服申立の再審査)

第9条 処分決定に対する不服申立の審査については、再度、審査を行う。再審査は、本協会が定める「処分決定に対する不服申立に関する規則」を準用して再審査を行う。

なお、再審査にあたっては処分対象者の聴聞の機会を設けるものとする。

(不服申立に対する決定の通知・通告)

第10条 不服申立に対する決定について、本協会は速やかに申立人に対して、書面にて通知・通告する。またその通知・通告の書面には日本スポーツ仲裁機構へ不服を申し立てることができる旨、明記することとする。

第3章 日本スポーツ仲裁機構に対する仲裁の申立

(日本スポーツ仲裁機構に対する仲裁の申立)

第11条 この規則に基づき本協会が下した不服申立に対する決定に対して不服がある場合には、申立人は、日本スポーツ仲裁機構に仲裁の申立ができる。

2 日本スポーツ仲裁機構における仲裁申立については、スポーツ仲裁規則に従う。

第4章 本規則の改正手続

(本規則の改正手続)

第12条 本規則を改正するには、あらかじめ、コンプライアンス委員会の意見を求めなければならない。

(施行日)

第13条 本規則は2019年4月1日から施行する。

〔改正〕

2022年3月14日

一般財団法人全日本野球協会通報相談処理規程

(目的)

第1条 この規程は一般財団法人全日本野球協会(以下「BFJ」という)定款第3条及び第4条に規定する目的、事業の遂行のため、日本代表として野球競技を行う者の権利利益を保護し、野球競技の場における暴力行為を含むパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、その他の組織的または個人的な不当な行為等(以下「不当行為等」という)の早期発見と是正及び再発の防止に努めることを目的とする。

(通報相談窓口の設置)

第2条 不当行為等の通報相談を受け付けるため、弁護士による通報相談窓口を設置する。

(利用方法)

第3条 通報相談窓口の利用方法は、FAX、電子メール、書面とする。

2. BFJは、通報相談窓口の連絡先をホームページ等に掲載し、その周知徹底を図るものとする。
3. 通報相談窓口では、利用者の秘密保持に配慮の上、利用者の氏名、連絡先、通報相談内容を把握するとともに、利用者に対する不利益な取り扱いがなされないよう取り組めることとする。
4. 通報相談窓口を利用する者は、通報相談内容に係わる事実について、行為者の氏名及び行為の事実を明らかにし、事実が確実にあると信じるに足りる相当な根拠を示して行うよう努めなくてはならない。
5. 通報相談窓口は、利用者の連絡先が確保できない事等によって、本規程に定める事実関係の調査、その他の責務を遂げることに著しい支障をきたす場合にはその責務を免除されるものとする。

(利用者の範囲)

第4条 通報相談窓口の利用者はBFJが認定する侍ジャパン各カテゴリーの日本代表指定選手(候補選手を除く)、BFJが委嘱する強化スタッフ、BFJおよびBFJ加盟団体の役職員及び、これらのいずれかに該当した者で、その地位・身分でなくなってから1年を経過しない者とする。

(相談内容)

第5条 通報相談窓口で対応する事項は、BFJ(BFJ役職員並びにBFJの事業に従事するその他の者を含む)及びBFJ加盟団体についての法令違反またはそれに準ずる反社会的行為とする。但し、個人の職務外の法令違反等行為並びに、私怨、誹謗中傷不平不満に関するものは除く。

2. 前項による反社会的行為には、暴力行為(直接的暴力、暴言、脅迫、威圧等)を含みパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、反社会的勢力(暴力団等)との関係をも含む。

3. BFJ 加盟団体に通報窓口等が設置されており、十分に対応でき得る案件と判断される場合及び、検討の結果、BFJ として事実調査に取り組まないと判断した場合は、その旨理由を付して利用者に通知する。
4. 前項により、BFJ 加盟団体に対応を求めた場合は、BFJ は当該 BFJ 加盟団体に対してその結果報告を求める。
5. 通報相談窓口に寄せられた通報対象事項の事実調査に携わる者は、善良な管理者の注意をもって、通報等に関する事実を秘密として厳正に管理保持する。
6. 通報相談窓口に寄せられた全ての通報対象事項は、会長、専務理事、事務局長、コンプライアンス委員会各委員のみが把握する。

(コンプライアンス委員会)

第6条 BFJ は BFJ 内にコンプライアンス委員会を設置する。委員の構成は、学識経験者、及び各加盟団体より委員を選出する。各委員は会長より委嘱される。また、委員長は委員の互選により選任する。

(調査および通知)

第7条 通報相談窓口とコンプライアンス委員会は協力して、事実調査にあたり、利用者の秘密を守り、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で調査を行う。

2. 前項による調査中は、調査の進捗状況について適宜、被通報者や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮の上、通報相談窓口利用者に通知するとともに調査結果についても、可及的速やかに取り纏め遅滞なく通知する。

(是正措置)

第8条 通報相談窓口とコンプライアンス委員会は、調査の結果、不当行為等が明らかになった場合には、BFJ 理事会に報告し理事会での審議を経て、速やかに相当な是正措置その他適切な措置及び再発防止策を講じる。

2. 通報相談窓口とコンプライアンス委員会は是正措置完了後、被通報者や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシーに配慮の上、速やかに通報相談窓口利用者に対し是正結果を遅滞なく通知する。

(利用者の保護)

第9条 BFJ は通報相談窓口利用者が通報相談窓口を利用したことを理由として不利益な取り扱いを行ってはならない。

2. BFJ は通報相談窓口利用者が通報相談窓口を利用したことを理由として不利益に取り扱われないように適切な措置を執り、もしくは BFJ 加盟団体にこれを執らせるものとする。
3. BFJ は通報相談窓口利用者の不利益な取り扱いや嫌がらせ等を行った者が居た場合は相当な処分を科す。

(個人情報の保護)

第10条 BFJ 及び本規程に定める業務に携わる者は、通報相談窓口に寄せられた内容及び調査で得られた個人情報を正当な理由なく開示してはならない。但し、規程に基づく各種措置を講ずるにあたり、必要最小限の範囲で開示しなければならない場合については、この限りでない。

2. BFJ は、正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、BFJ 理事会での審議を経て相当な処分を科す。

(調査結果等の取扱い)

第11条 BFJ は、通報相談窓口への通報等の内容、調査の結果及び措置の内容の取扱いについては、事案に応じ慎重に判断するものとする。

(不服申立)

第12条 第8条に基づき講じられた措置に不服があるときは、当該者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の定める規則に基づく仲裁により解決する。

(補足)

第13条 本規程は、理事会の決議により変更することができる。

附則 本規程は平成26年6月27日から施行する。

附則 本規定は平成27年6月10日から施行する。

附則 本規定は平成28年5月26日から施行する。

附則 本規定は平成30年6月14日から施行する。

附則 本規程は平成30年11月9日から施行する。